



森 一美

5月のゴールデンウィークも過ぎて、仕事も順調に進み出した6月には「労働保険料の申告の時期」(Ⅱ年度更新)がやってきます。初めて労働保険の申告書の作成を任せられた「協子ちゃん」。自宅で申告書作りの練習をしていると、監督署に勤務する「労太くん」がやってきました。少し話を聞いてみましょう。

(労太) 「あれ、協子ちゃん、何してるの?」

(協子) 「うん。もうすぐ労働保険の年度更新の時期でしょ。会社から初めて申告書の作成を任せられたから、試みに申告書を作ってみたのよ。意外と簡単だったわ」

「どれどれ、僕が内容をチェックしてあげよう。賃金のデータは会社から持ってきたのかい?」

「そんなわけないでしょ。」

会社のデータは持ち出し禁止よ。『賃金集計表』には、私

が大まかに書き込んだの」

「そうなんだ。申告書は良く書けてるけど、協子ちゃん

の勤めてる会社って、飲食業だったよね?」

「そうよ。今は、人手不足でアルバイトの学生を集める

のが大変なのよ」

「そうらしいね。ところで、会社で労災事故は起こったことある?」

## もしかして、労災保険料を払いすぎていませんか?

「あるわけないでしょ!」

私の会社は、仕事中の安全配慮を欠かしたことはない優良な企業なんだから(エヘン!)

「そうだよ。だから、労働保険率が減額されてるんだ。ところで、協子ちゃんの会社の社員数はどれくらいなの?」

「正社員が90人ぐらいかな。それに、アルバイトとパート

タイムの人が300人くらいよ。それがどうしたの? 話が申告書から外れてるんじゃない?」

「そんなことないよ。申告書の⑨欄『常時使用労働者数』が90人と書いてあるだろ。今年の保険料額は変わらないけど、来年、労働保険率が上がって大騒ぎになるかもよ」

「正社員の数を申告書に書いたんだけど。でも、どうして人数が間違っていると大騒ぎになるの?」

「まず、『常時使用労働者数』は、正社員だけではなくてアルバイトとパートタイムの中から勤務時間によって常時使用労働者数に含める場合があるんだ。」

それから、事故がなくて労働保険を使わないと保険料が減額されるんだけど、90人のままだと適用されないんだ。保険料が減額されるには、3年間連続して労働者数が100人以上か、もしくは労働者数が20人以上100人未満で、『労働保険率(非業務災害率を除く)×労働者数』が

0・4以上の事業場じゃないとダメなんだ」

「そうか! 私の会社は今までアルバイトとパートタイムの人の中から、常時使用労働者に該当する人を入れて100人以上と申告していたから、90人と記載すると労働保険料を安くしてもらえなくなっちゃうんだ」

「サービシ業の会社は事故が少なく、アルバイトやパートタイムの人が多いから、申告書の常時使用労働者数を記入するときは注意してほしいんだ。」

特に、監督署から配布されている賃金集計表を使用していない場合に、間違いが多いんだよ。」

でも、労災事故が多いと逆に労働保険料が高くなるから、安全には気をつけてね」

「でもね、自動車保険なんか、使わなかったら誰でも保険料が安くなっているのに、労働保険は20人以上の規模の大きな会社しか対象にならないっておかしくない?」

「よく、そう言われるんだ。労働保険の場合、3年間の保険収支で保険率を上下させるから、規模の小さな事業場で事故が起きると、急激に保険率が上がってしまうんだ。だから、20人未満は除外されているんだよ」

「ふーん。今はコンピューター社会なんだから、もう少し何とかならないのかしら。何年も事故がなかったら、小さな会社だって保険料を下げたいわね」

どうでしたか? 申告書の人数欄、適当に記入していませんか?もしかして、労働保険料を安くするチャンスを逃しているのかもしれない。特に、労働者数が20人以上で労働事故のなかった会社の方は気を付けてください。」

【注意】建設事業など一括有期事業は規定が異なります。また、対象となるのは会社単位ではなく、申告する事業場単位となります。

詳しくは、愛知労働局のホームページより「労働保険のメリット制」で検索。(元労働保険適用・事務組合課長)